

(平成25年7月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から47年3月まで

私は、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料を46年1月に市の出先機関で納付し、その後、同年4月頃に同じ場所で、45年度の残りの保険料と46年度1年分の保険料を一括納付した。ところが、その一括納付した保険料が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和45年3月頃に払い出されたことが推認できるところ、申立人の所持する領収証書及び国民年金手帳から、申立人は、同年5月14日に、43年5月から45年3月までの23か月分の国民年金保険料を一括で過年度納付し、46年1月25日に、45年4月から同年6月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、A市の被保険者名簿から、申立人は、昭和47年度12か月分の保険料について、申立期間直後の昭和47年4月に前納していることが確認できる上、その後、55年3月までの保険料を全て納付しており、申立期間が21か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料を納付したと考えても特段不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は3万円、同年12月15日は40万円、16年7月15日は32万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月15日

私が、A社に勤務していた期間のうち、平成15年7月、同年12月及び16年7月に支給された標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金融機関の取引推移一覧表及び元同僚が所持していた申立期間に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記金融機関の取引推移一覧表及び元同僚の賞与明細書等において推認できる保険料控除額から、

平成 15 年 7 月 15 日は 3 万円、同年 12 月 15 日は 40 万円、16 年 7 月 15 日は 32 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は2,000円、同年12月15日は10万円、16年7月15日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月15日

私が、A社に勤務していた期間に支給された平成15年7月、同年12月及び16年7月に支給された賞与の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金融機関の取引推移一覧表、元同僚が所持していた申立期間に係る賞与明細書並びに平成16年度及び17年度賦課状況証明書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記金融機関の取引推移一覧表、元同僚の賞与明細書において推認できる保険料控除額から、平

成 15 年 7 月 15 日は 2,000 円、同年 12 月 15 日は 10 万円及び 16 年 7 月 15 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月1日から同年4月1日まで

私は、昭和35年1月にB社に入社し、平成13年2月に退職するまで、同社及び同社のグループ会社に継続して勤務したが、A社に出向した申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された辞令簿、健康保険厚生年金保険の台帳及び回答書から判断すると、申立人は、申立期間において、同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和48年2月1日にB社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、昭和48年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録は確認できないものの、同社の商業登記簿謄本によると、同社の設立日は同年1月31日であるとともに、上記辞令簿において、同年2月1日に申立人を含む5人が同社に出向を命じられていることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているが、申立期間当時、A社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を46万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月に係る賞与一覧表及び申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、同年12月10日に46万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日及び18年6月8日とも150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表及び当時の社会保険担当役員の回答により、平成15年12月10日及び18年6月8日とも標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金 事案 5178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで
私の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、平成12年7月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社及び同社B工場の回答から判断すると、申立人は、同社B工場に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、同社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B工場は、「当時、同社B工場の従業員の厚生年金保険の適用について、同社において適用するように変更の手続を順次行っていた。申立人の同社B工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和51年11月1日である。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年9月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉国民年金 事案 4501

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から同年10月までの期間及び16年11月から19年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成3年7月から同年10月まで
② 平成16年11月から19年5月まで

私は、申立期間①について、厚生年金保険からの切替えの月に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、毎月、郵便局で保険料を納付した。

申立期間②についても、私は、納付期限ぎりぎりに保険料を郵便局やコンビニエンスストアで納めていたが多かったと思うが、時効により保険料が還付されたのは、平成19年6月分のみと記憶しており、申立期間②の保険料も全て納付したはずである。

申立期間①及び②の保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」には、「被保険者でなくなった日」欄に「昭和62年9月16日」が記載された後、「被保険者となった日」欄に「平成5年4月1日」が記載されるまで国民年金の記録は記載されておらず、当該記載は、オンライン記録と一致していることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、オンライン記録により、平成19年4月13日に、16年11月1日に遡って申立人の国民年金被保険者資格の取得処理が行われたことが確認できることから、この処理が行われるまで申立期間②は未加入の期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったと考えられるほか、当該処理時点を基準にすると、申立期間②のうち、17年2月以前の期間は、時効により、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立期間②について、「納付期限ぎりぎりに納めたことが多かったと思うが、時効により保険料が還付されたのは平成19年6月分のみであると記憶している。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人は、上記の資格取得処理から2年を経過した21年8月17日に19年6月から21年3月までの22か月分の保険料を納付し、当該時点で、19年6月の保険料は納付期限を2年過ぎていたことから時効により還付され、その後、21年4月から23年1月までの保険料については、各月、ほぼ時効直前に納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られた上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れ又は記録誤り等が生じる可能性は少ない。

加えて、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 22 日から 58 年 10 月 21 日まで
私は、申立期間において、A社（現在は、B社）と雇用契約を締結し、関連会社であるC国D市のE店に勤務した。雇用契約に関する覚書によると、海外派遣に伴う諸費用に関しての事項で、「この給料に係る所得税並びに社会保険料は乙（申立人）の負担としない。」と記載されているが、日本円での給与から厚生年金保険料が控除されていたかもしれないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された雇用保険取得者名簿により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、「雇用保険取得者名簿以外の約30年以上前の記録（社員名簿、契約書、賃金台帳等）は無く、厚生年金保険料控除については不明。」と回答していることから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人から提出された雇用契約に関する覚書（昭和56年10月17日付け）によると、海外派遣に伴う諸費用に関して、「この給料に係る所得税並びに社会保険料は乙（申立人）の負担としない。」と記載されており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することとされていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は元同僚を記憶していないことから、上記雇用保険取得者名簿の所属欄に「海外」と記載され、A社に係る厚生年金保険の被保険

者記録がある複数の元同僚に照会したが、申立人と同時期に同じ職場に勤務していた者はいなかった上、同名簿の所属欄に「D海外」と記載されている別の元同僚（同名簿によると、昭和57年7月21日雇用保険被保険者資格取得）は、申立人と同様に、当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できるものの、厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5180

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月から同年 9 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 46 年 9 月まで
③ 昭和 47 年 4 月から同年 9 月まで
④ 昭和 51 年 4 月から 52 年 9 月まで
⑤ 昭和 58 年 9 月から 59 年 9 月まで
⑥ 昭和 61 年 10 月から 63 年 9 月まで
⑦ 平成元年 1 月から 2 年 9 月まで
⑧ 平成 6 年 7 月から 7 年 9 月まで

私は、昭和 31 年 2 月から平成 10 年 1 月まで A 社及びその関連会社に勤務していたが、この間、経済は右肩上がりであり給与が下がったことは一度も無いのにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額記録が直前の記録を下回っている期間があること、及び前年と同額の年があることなど疑義があるので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転勤による再取得時の標準報酬月額が転勤前の標準報酬月額を下回っていること、定時決定における標準報酬月額が直前の随時改定による標準報酬月額を下回っていること、及び前年の定時決定の標準報酬月額と同額の標準報酬月額である年が存在することを理由として、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、A 社から提出された申立人の職員原票に記載されている本俸及び手当の合計額は、申立人の標準報酬月額と符合して推移しており、不自然さは見当たらない。

また、申立人が記憶する元同僚を含む申立人と同年代の男性で申立人と同時期に転勤した元同僚の標準報酬月額を調査したところ、申立期間において申立人と同様に、転勤による再取得時の標準報酬月額が転勤前の標準報酬月額を下回っている者、定時決定時の標準報酬月額が直前の随時改定による標準報酬月額を下回っている者及び前年の定時決定の標準報酬月額と同額の標準報酬月額の年が存在する者が散見されることから、申立人のみが特殊な取扱いをされていたという事情は見当たらない。

さらに、申立人に係るA社及び同社B支店の事業所別被保険者名簿の標準報酬月額は、職権訂正された昭和45年7月の随時改定記録を除き、全てオンライン記録と一致している上、標準報酬月額に係る遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 21 日から 38 年 12 月 21 日まで
私は、A社に勤務していたが、その厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を受給した事実は無いので、被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月以内の昭和39年4月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録が記載されているページの前後2ページに記載されている女子職員のうち、申立人が資格喪失した日の前後2年以内に資格喪失している者24人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、オンライン記録において、当該事業所を最終記録として脱退手当金を支給されたと記録されている18人は、資格喪失日から支給決定までの月数が3か月から6か月以内であると確認できる上、そのうち住所の判明した複数の元同僚は、「会社が脱退手当金の請求手続きをしてくれて、脱退手当金をもらった。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づく事業主による代理請求がなされた可能性が高いと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る事業所を資格喪失した後に厚生年金保険の被保険者資格を再取得しているところ、被保険者証の記号番号は新たな番号により取得しており、脱退手当金を受給したために番号が異なっ

ているものと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5182 (事案 3030、4489 及び 4695 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月5日から24年4月1日まで
② 昭和25年7月1日から27年4月1日まで

私は、申立期間①についてはA隊 (B事務所) に、また、申立期間②についてはC社D出張所に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、それぞれの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについて、申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人は、申立期間①当時、A隊 (B事務所) に勤務していたことが推認できるものの、i) 駐留軍労務者については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局長通知) に基づき、24年4月1日から厚生年金保険に加入することとなったことから、当該事業所についても、社会保険事務所 (当時) の記録では、同日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所でないことが確認できること、ii) 申立人が当時一緒に勤務していたとする元同僚4人のうち3人の氏名は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載があり、いずれも当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ24年4月1日であること、iii) 厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) 及びE機関から提出された厚生年金保険資格得喪記録において、申立人の当該事業所における資格取得日は、24年4月1日と記録されており、オンライン記録と一致する上、申立人の申立期間①における厚生年金保険の保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 24 年 7 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間②に係る申立てについて、i) C社の元同僚は、「申立人は、昭和 27 年 4 月に正式採用となっているが、23 年から 27 年までの 5 年間は、正規の採用を行っていなかった。」と供述していること、ii) 別の元同僚は、「申立人は、当初、現場傭人として採用されており、臨時職員の期間は、当時、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していること、iii) C社が保管する人事記録により、申立人は、27 年 4 月 1 日に準社員として入社していることが確認できる上、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の記録が一致すること、iv) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の当該事業所における資格取得日は同年 4 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致すること、v) C社が提出した確認書では、「当時の同社E支店人事労務担当者からの聞き取り調査により、申立人は、同社E支店の厚生年金保険の新規適用時（昭和 26 年 9 月 16 日）に厚生年金保険の資格を取得すべきものであった。」と回答しており、厚生年金保険の保険料控除について確認できなかったことなどを理由に、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 26 日、24 年 3 月 7 日及び同年 7 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3 今回、申立人は、前回までの年金記録の訂正は必要でないとする通知の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、今回の再申立てに当たり、保険料控除について確認できる新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5183

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から24年4月1日まで
私は、昭和23年10月から24年3月まで、A市にあったB社(現在は、C社)に勤務していた。仕事は生命保険料の集金業務であったが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「昭和23年10月から24年3月まで、A市にあったB社に勤務していた。」と主張している。

しかし、C社は、「当時の資料を保管していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等については不明。」と回答している。

また、申立期間当時、A市内でBという名称の適用事業所は、B社D月払営業所のみがオンライン記録で確認できるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、当該事業所の元上司及び元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚等に調査を行うことができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成 10 年 4 月 1 日から 15 年 10 月末日まで、A 区の広告代理業の B 社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は退職日の翌日の同年 11 月 1 日となるはずなのに、退職日と同一日の同年 10 月 31 日となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持する平成 15 年の源泉徴収票及び退職所得の源泉徴収票により、申立人は、同年 10 月 31 日まで B 社に勤務していたことが認められる。

しかし、B 社から提出された、平成 15 年度の賃金台帳及び同年 10 月度の給与支払明細書により、申立人は、申立人の退職月に支給された最後の給与から 1 か月分相当の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるが、同社は、「保険料は翌月控除しており、申立人から、平成 15 年 10 月分の厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、B 社から提出された、平成 10 年度の賃金台帳及び同年 4 月度の給与支払明細書により、申立人は、申立人の入社月である 10 年 4 月に支給された最初の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、B 社から提出された C 厚生年金基金加入員資格喪失通知書により、申立人は、平成 15 年 10 月 31 日に同社に係る被保険者資格を喪失していることが確認でき、D 健康保険組合も、「申立人の加入期間は、平成 10 年 4 月 1 日から 15 年 10 月 30 日までである。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5185（事案 2634 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月20日から31年4月10日まで

私が、A社（現在は、B社）に勤務していたときの厚生年金保険の記録について、脱退手当金が支給されているとのことだが、退職当時、会社からは何の説明もなく、未だに、どの様にしてもらったかは、知る由もなく、私自身としては、受け取った記憶は全く無いので、申立期間の年金が支給されるよう認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社本店に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表記が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約1か月後の昭和31年5月7日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されており、一連の事務処理に不自然さはないことがうかがえないこと、ii) 申立人と同じ時期にA社本店で厚生年金保険の資格を喪失し、資格喪失の約2か月後に脱退手当金が支給されている元同僚は、「脱退手当金の請求は、私自身は行っておらず、特に希望したわけではないが会社の庶務の人が行ってくれた。」と供述していることから、当時、同社では、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがえ、申立人についても、代理請求が行われた可能性があると考えられること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成22年10月27日付けで年金記録の訂正は

必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、A社を退職した女子社員のための親睦会からの封書を提出しているところ、この封書では、前回の申立時において、同社の退職日を昭和30年3月と主張していたが、社会保険事務所（当時）の記録どおり翌年の31年3月であったことが判明したことのほか、脱退手当金が支給されていないことを確認することはできない。

また、申立人は、当時、脱退手当金という制度があることを知らず、A社から脱退手当金の説明を受けたことも、脱退手当金を受け取った記憶も全く無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる資料等は無く、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。